

羽曳野市介護保険サービスに係る利用者負担助成事業実施要綱

最近改正 平成 27 年 6 月 30 日

羽曳野市介護保険被保険者で、低所得のため介護保険サービスの利用が困難な高齢者に対し、利用者負担額の一部を助成する事業の実施要綱(平成 18 年 7 月 1 日制定)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、低所得のため介護保険サービスの利用が困難な高齢者に対し、利用者負担額の一部を助成することにより、サービスの利用を促進し、もって高齢者の福祉の向上を図ることを目的とする羽曳野市介護保険サービス利用者負担額助成事業(以下「事業」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護保険サービス 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)に基づくサービスをいう。
- (2) 利用者負担額 介護保険サービスの利用に係る費用をいう。
- (3) 要介護被保険者等 法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定又は同条第 2 項に規定する要支援認定を受けた被保険者をいう。
- (4) 市民税非課税世帯 介護保険サービスを受けた年度(介護保険サービスを受けた月が 4 月、5 月及び 6 月の場合にあつてはその前年度)における市民税が世帯主及び当該世帯に属するすべての世帯員について課されていない世帯又は免除されている世帯をいう。

(助成対象者)

第 3 条 事業における助成(以下「助成」という。)の対象者(以下「助成対象者」という。)は、本市が行う介護保険の要介護被保険者等であつて、次に掲げる要件を満たす市民税非課税世帯に属するもの(生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者を除く。)とする。

- (1) 年間の収入の額が 1 人世帯にあつては 150 万円、複数人世帯にあつては世帯員

が 1 人増すごとに 150 万円に 50 万円を加算した額以下であること。

(2) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

(3) 預貯金等の額が 1 人世帯にあつては 350 万円、複数人世帯にあつては世帯員が 1 人増すごとに 350 万円に 100 万円を加算した額以下であること。

(4) 助成対象者の属する世帯の世帯員が、助成対象者の居住用以外に処分の可能な 土地又は家屋を所有していないこと。

(5) 介護保険料を滞納していないこと。

(助成額)

第 4 条 事業における助成金(以下「助成金」という。)の額は、助成対象者に係る利用者負担額の 4 分の 1(老齢福祉年金受給者にあつては 2 分の 1)に相当する額とする。

(他制度との調整)

第 5 条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる特別対策等の対象となる介護保険サービスについては、当該特別対策等が優先する。

(1) 介護給付費請求書等の記載要領について(平成 13 年 11 月 16 日老老発第 31 号。次号において「記載要領」という。)別表 2 に掲げる制度のうち給付率が 100 パーセントである制度

(2) 記載要領別表 2 の 12 の項に規定する特別対策(低所得者対策等)

(3) 羽曳野市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業実施要綱(平成 18 年 4 月 1 日制定)に基づく軽減措置

2 高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費(以下「高額介護サービス費等」という。)との適用関係については、助成を行った後の利用者負担額により高額介護サービス費等の支給を行うものとする。高額介護サービス費等の受領委任払の制度を採っている場合も同様とする。

3 特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費(以下「特定サービス費等」という。)との適用関係については、特定サービス費等の支給後の利用者負担額に対して助成をするものとする。

(確認)

第 6 条 助成を受けようとする者は、あらかじめ市長から、助成対象者である旨の確認(以下「確認」という。)を受けなければならない。

(確認申出等)

第 7 条 確認を受けようとする者(以下「申出者」という。)は、羽曳野市介護保険サービス利用者負担助成確認申出書(様式第 1 号。以下「申出書」という。)に必要書類を添えて市長に提出することにより申出(以下「申出」という。)をしなければならない。

2 市長は、申出があったときは、速やかに審査し、羽曳野市介護保険サービス利用者負担助成承認(不承認)通知書(様式第 2 号)により当該結果を申出者に通知するものとする。

3 市長は、前項の場合において、申出者を助成対象者と確認したときは、羽曳野市介護保険サービス利用者負担助成事業対象者確認証(様式第 3 号。以下「確認証」という。)を当該申出者に交付するものとする。

(確認証の有効期限)

第 8 条 確認証の有効期限は、当該確認証の申出の日の属する年度の翌年度の 7 月 31 日とする。ただし、4 月 1 日から 7 月 31 日までに当該申出があったときは、その年度の 7 月 31 日までとする。

(助成金の申請)

第 9 条 助成金の交付の申請をしようとする者は、申請の際に利用者負担額に係る領収書を市長に提出しなければならない。

2 羽曳野市補助金交付規則(昭和 58 年羽曳野市規則第 13 号)第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、助成金の申請にあつては、同項第 1 号及び第 2 号に掲げる書面の提出を要しない。

(助成金の交付に係る審査)

第 10 条 前条の申請があった場合は、市長は、大阪府国民健康保険団体連合会からの当該申請をした者に係る介護給付費の請求等を審査の上、助成金の交付を行うものとする。

(確認の取り消し)

第 11 条 市長は、確認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その確認を取り消すものとし、羽曳野市介護保険サービス利用者負担助成承認取消通知書(様式第 4 号)により当該者に通知するものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 第 4 条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(3) 事業を利用しない旨の届出をしたとき。

(4) 前 3 号に掲げるときのほか、市長が適当でないと認めたとき。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の羽曳野市介護保険被保険者で、低所得のため介護保険サービスの利用が困難な高齢者に対し、利用者負担額の一部を助成する事業の実施要綱の規定の様式により作成された書面でなおその効力を有するものは、改正後の羽曳野市介護保険サービスに係る利用者負担助成事業実施要綱の規定の様式により作成された書面とみなす。
(平成 18 年 7 月 1 日から平成 20 年 6 月 30 日までの助成対象者の特例)
- 3 平成 18 年 7 月 1 日現在において利用者負担段階第 4 段階に該当する者のうち、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)における個人住民税に係る高齢者の非課税限度額の廃止に係る経過措置対象者(地方税法等の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 5 号)附則第 6 条第 2 項又は第 4 項の規定が適用される者をいう。)又はその者と同一の世帯に属する者であって次に掲げる要件を満たす要介護被保険者等であるものについては、同日から平成 20 年 6 月 30 日までの間、助成対象者とみなす。
 - (1) 年間の収入の額が 1 人世帯にあつては 190 万円、複数人世帯にあつては世帯員が 1 人増すごとに 190 万円に 50 万円を加算した額以下であること。
 - (2) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
 - (3) 預貯金等の額が 1 人世帯にあつては 350 万円、複数人世帯にあつては世帯員が 1 人増すごとに 350 万円に 100 万円を加算した額以下であること。
 - (4) 居住用以外に処分の可能な土地又は家屋を所有していないこと。
 - (5) 介護保険料を滞納していないこと。
- 4 前項の規定により助成対象者とみなされた者に係る助成金の額は、第 4 条の規定にかかわらず、利用者負担額の 8 分の 1 に相当する額とする。ただし、利用者負担額のうち、食費、居住費(宿泊費を含む。)及び滞在費に係る費用がそれぞれの基準費用額を超える場合は、当該費用については当該基準費用額を限度として助成を実施するも

のとする。

(平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの助成額の特例)

- 5 第 4 条の規定にかかわらず、平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間における助成対象サービス(食事の提供、滞在(居住)及び宿泊の提供に係るものを除く。)に係る助成額は、利用者負担額の 28 パーセント(老齢福祉年金受給者にあつては 53 パーセント)に相当する額とする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 4 号の改正規定は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に有効期限が平成 27 年 6 月 30 日となっている第 7 条第 3 項の規定により交付されている確認証については、有効期限を平成 27 年 7 月 31 日とする。